

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 50 年の退職後に国民年金に加入し、同年 10 月の結婚に伴い、A 市へ転居した。当時、公共料金と同様に国民年金保険料も銀行の口座振替で納付しており、国民年金保険料を同じ場所で同じやり方で毎月納付していたのに 6 か月間だけ未納となっているのが腑に落ちない。

銀行の通帳は毎月確認するものなので、国民年金保険料が引き落とされていなければ当然気付くはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納と記録されているのには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月 1 日に厚生年金保険から国民年金に種別変更し、59 年 2 月 3 日に国民年金被保険者資格を喪失するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替及び複数回にわたる国民年金の住所変更等の手続をすべて適切に行っている。

また、申立期間は 6 か月と比較的短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることを考慮すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を継続して納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、女性の集金人に、平成10年12月に夫婦二人分を一括で納付した。「平成10年分の所得税の確定申告書」に国民年金保険料の控除記録があるので申立期間が未納となっていることに納付できない。

なお、保険料領収書は、同確定申告書に添付して税理士に提出した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人の夫が所持する「平成10年分の所得税の確定申告書」の社会保険料控除欄に「国民年金(2人)」と金額が記載されていることが確認でき、この金額は、平成10年1月から同年12月までの夫婦二人分の国民年金保険料額と一致している。

また、申立人から提出された平成11年及び12年分の所得税の確定申告書の社会保険料控除欄の記載内容は、申立人のオンライン記録と一致しており、10年分の確定申告書の記載内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人夫婦の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間についても国民年金保険料が納付されているものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年1月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻が女性の集金人に、平成10年12月に夫婦二人分を一括で納付した。「平成10年分の所得税の確定申告書」に国民年金保険料の控除記録があるので申立期間が未納となっていることに納得できない。

なお、保険料領収書は、同確定申告書に添付して税理士に提出した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人が所持する「平成10年分の所得税の確定申告書」の社会保険料控除欄に「国民年金(2人)」と金額が記載されていることが確認でき、この金額は、平成10年1月から同年12月までの夫婦二人分の国民年金保険料額と一致している。

また、申立人から提出された平成11年及び12年分の所得税の確定申告書の社会保険料控除欄の記載内容は、申立人のオンライン記録と一致しており、10年分の確定申告書の記載内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人夫婦の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間についても国民年金保険料が納付されているものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 41 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）で記録を確認したところ、昭和 46 年度の 1 年間と、今回の申立期間が国民年金保険料の未納期間となっているということだった。幸い、46 年度の 1 年間については、領収書を保管していたので記録を訂正してもらったが、申立期間については領収書が無かったために記録訂正を認めてもらえなかった。

国民年金の加入手続は母がしてくれたが、母からは私の国民年金については、昭和 40 年 3 月に加入手続をしてからずっと保険料を納めていると聞いていた。両親の国民年金保険料は漏れなく納付されているが、母が私の分のみを未納のままにしておくとは考えられない。申立期間の保険料も少し遅れても必ず納めているはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前の国民年金保険料は当時同居していた母親が納めてくれていたとしているところ、オンライン記録によれば、申立人の両親は昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初からそれぞれの 60 歳到達時まで国民年金保険料を完納している上、48 年 7 月からは付加保険料も納付するなど、申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持している昭和 41 年 6 月発行の国民年金手帳の昭和 41 年度国民年金印紙検認記録によれば、同年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料がまとめて 42 年 2 月に納付されていることが確認できるとともに、特殊台帳によれば、申立人が婚姻するまでの間において過年度納付されている期

間も確認できることから、申立内容に不自然さは無く、申立人の母親の納付意識の高さを勘案すれば、申立期間についても納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が所持する領収書により、当初は未納とされていた昭和 46 年度の国民年金保険料の納付記録が、納付済みに訂正されるなど、行政側の記録管理の不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間、61年4月から62年3月までの期間、平成元年1月から同年3月までの期間及び2年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで
③ 平成元年1月から同年3月まで
④ 平成2年4月から同年12月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

私は、国民年金には強制加入被保険者として加入していたと思っており、国民年金保険料はすべて納付しなければいけないものだと思って納付し続けてきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも比較的短期間であり、申立人は、昭和36年4月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は複数回の住所変更手続を適切に行っていること、及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情もうかがえないことを踏まえると、申立期間の国民年金保険料は納付されたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（6万円）であったと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を6万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月1日から36年7月1日まで
② 昭和42年7月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間の標準報酬月額が異常に低い期間があった。

両申立期間に給与が下がったことはないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る標準報酬月額は、申立期間②直前の昭和42年6月に6万円（上限）であったものが、申立期間②において2万6,000円にいったん引き下げられ、申立期間②直後の同年10月には再度6万円に引き上げられていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していないため、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額は確認できないものの、申立人が所持する昭和42年4月1日及び同年5月1日付けのA社の本給通知、並びにB社が保管する申立人に係る労働者名簿から、同年4月1日付けで申立人の本給が5万8,800円から6万1,500円に、同年5月1日には6万6,700円に、43年4月1日には7万円に増額となっていることが確認できるところ、B社は、「本給の減額が無いにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額を下げる月額変更の届出を行うことは、事務処理上考えられない。」と回答している上、当時の同僚のうち死亡者等を除く3人は、いずれも「給与が下がったことはなく、会社の業績は好調であった。」と供述しており、

本給又は手当等が減額されたことによる固定的賃金の減額をうかがわせる事情は見当たらない。

また、C社（現在は、B社）D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同日の昭和22年3月20日に入社と同時に被保険者資格を取得している同僚（男性）は、申立人を除き18人確認できるが、そのうち既に退職していた10人を除く全員が40年8月から42年10月までの期間に、随時改定（月額変更届）又は定時決定（算定基礎届）によって標準報酬月額が上限（6万円）となっており減額となっている者はいない。

さらに、昭和42年7月に随時改定されるのは昇給又は降給などで固定的賃金に変動があり、同年4月から同年6月までの期間の報酬額の平均額が、当時の標準報酬月額等級区分にあてはめて同年3月の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたときになされるものであり、申立人については、上記のとおり本給が増額していることが確認でき、固定的賃金が減額したことはうかがえないことを踏まえると、事業主が、既に標準報酬月額の上限であった申立人に係る当該随時改定の届出を行ったとは考え難く、B社が保管する申立人に係る労働者名簿において確認できる本給額及び同僚の記録から判断すると、申立人の標準報酬月額は上限（6万円）のままであったと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（6万円）に係る届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

2 申立期間①については、B社は、「当時の給与明細が無いため確認は取れないが、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は定時決定により改定されたものであると思われる。」と回答しているところ、申立人に係る標準報酬月額が3万3,000円から3万円に引き下げられたのは昭和35年10月の定時決定による改定であることが確認でき、同社が保管する申立人に係る労働者名簿によると、申立人の本給が、同年4月1日付けで2万5,500円、同年6月1日付けで2万7,500円であることを踏まえると、非固定的賃金が減少したために1等級下がったものと考えられる。

また、A社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に同事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の記録及びその供述から、申立人の標準報酬月額が著しく低額とは認められない。

さらに、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられている事実は認められず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンラインの記録に不自然さは見受けられない。

加えて、申立人が、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和42年9月2日、資格喪失日に係る記録を43年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 2 日から 43 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和42年9月から43年6月までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない旨の回答であった。

昭和42年2月にB社C支店に入社し、46年2月まで継続して勤務しており、当時の上司や同僚の名前も記憶しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び申立人が名前を挙げた同僚二人を含む複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間を含む昭和42年2月27日から46年2月1日までの間、勤務地や勤務形態を変更されることなく継続してA社（社会保険事務所の記録によれば、昭和39年5月1日に、B社をA社に名称変更）に勤務していたと認められる。

また、申立人と同様に、申立期間直前までB社C支店（社会保険事務所の記録によれば、B社からA社への名称変更は行われていない。）における厚生年金保険の被保険者記録を有する者10人（申立人と同じ業務に従事していた者3人を含む。）が、同社同支店が適用事業所に該当しなくなった昭和42年9月2

日に同社同支店における被保険者資格を喪失し、同年9月1日に同社本店において被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、申立人と同様に、申立期間直前までB社C支店における厚生年金保険の被保険者記録を有し、申立期間においても継続して勤務していながら、A社における厚生年金保険の被保険者と記録されていない同僚のうち、申立人が名前を挙げた同僚一人は、申立期間に係る厚生年金保険料を同社が控除していたと認められる当時の家計簿を保管しており、ほかの同僚一人も同様に厚生年金保険料が控除されていたと認められる当時の給与明細書を保管している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年9月1日にA社本店において被保険者資格を取得した前記10人に係る標準報酬月額の記録及び申立人のB社C支店に係る同年8月の標準報酬月額の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明であると回答しているが、社会保険事務所が資格の取得及び喪失の2回にわたり処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への申立人に係る資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年9月から43年6月までの保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和42年9月2日、資格喪失日に係る記録を43年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 2 日から 43 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和42年9月から43年6月までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない旨の回答であった。

昭和40年3月にB社C支店に入社し、46年2月まで継続して勤務しており、当時の上司や同僚の名前も記憶しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び申立人が名前を挙げた同僚二人を含む複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間を含む昭和40年3月21日から46年2月1日までの間、勤務地や勤務形態を変更されることなく継続してA社（社会保険事務所の記録によれば、昭和39年5月1日に、B社をA社に名称変更）に勤務していたと認められる。

また、申立人と同様に、申立期間直前までB社C支店（社会保険事務所の記録によれば、B社からA社への名称変更は行われていない。）における厚生年金保険の被保険者記録を有する者10人（申立人と同じ業務に従事していた者一人を含む。）が、同社同支店が適用事業所に該当しなくなった昭和42年9月2日に同社同支店における被保険者資格を喪失し、同年9月1日に同社本店において被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、申立人と同様に、申立期間直前までB社C支店における厚生年金保険の被保険者記録を有し、申立期間においても継続して勤務しているながら、A社における厚生年金保険の被保険者と記録されていない同僚のうち、申立人が名前を挙げた同僚一人は、申立期間に係る厚生年金保険料を同社が控除していたと認められる当時の家計簿を保管しており、ほかの同僚一人も同様に厚生年金保険料が控除されていたと認められる当時の給与明細書を保管している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年9月1日にA社本店において被保険者資格を取得した前記10人に係る標準報酬月額の記録及び申立人のB社C支店に係る同年8月の標準報酬月額の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明であると回答しているが、社会保険事務所が資格の取得及び喪失の2回にわたり処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への申立人に係る資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年9月から43年6月までの保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から54年12月まで

昭和50年3月に退職して、すぐにA町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めた。51年*月末に結婚し、その後も継続して保険料を納付し続けていたのに、結婚後3年が過ぎた55年1月から国民年金に加入したようになっている。

申立期間が未加入になっていることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月に退職後すぐに国民年金に加入したと申し立てているところ、B市C区役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年1月19日に払い出されているとともに、申立人は、同日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、この時点では、制度上、申立期間にさかのぼって国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年8月までの期間及び同年12月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年3月から同年8月まで
② 昭和48年12月から51年12月まで

時期は憶^{おぼ}えていないが、まだ乳幼児だった長男を夫に預けて、A市B区役所の担当窓口に行き、それまで国民年金保険料を納付していないことを説明すると、窓口で未納期間の保険料額を計算した上で、保険料の納付書を発行してくれたので、同区役所内にあったC銀行の窓口で、まとめて数十万円ぐらいを納付した記憶がある。「未納期間の保険料は全部納付しなくてもいいですよ。」と言われたが、未納とされていた保険料はすべて納付したと思う。その後は、女性が、定期的に国民年金保険料を集金に来た。

将来、年金を受給するために、厚生年金保険と通算して最低25年は国民年金保険料を納付しておかないといけないということで、長年、保険料を納付してきた。

申立期間の国民年金保険料についても、納付しているはずなので、調べて納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする時期は、申立人の長男及び次男の誕生日から見て、昭和49年10月から53年1月までの間と考えられるところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年1月8日に払い出されていること、及び申立人の国民年金加入手続は、同年4月に行われていることが確認でき、いずれの時期も申立人が申し立てている時期よりも1年以上後である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払

い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当時、A市B区役所内に設置された金融機関の出張所では、過年度分の国民年金保険料を収納することはできなかったものと考えられる。

さらに、国民年金被保険者台帳及び上記の被保険者名簿のいずれにおいても、申立人が、国民年金加入手続時の昭和54年4月において、時効にかからない52年1月から53年3月までの国民年金保険料を過年度納付したことは確認できるものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から52年12月までの期間及び53年7月から59年5月までの期間の国民年金保険料、並びに49年8月から52年12月までの期間、53年7月から59年5月までの期間及び同年6月から61年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から52年12月まで
(昭和49年8月から52年12月までは付加保険料を含む。)
② 昭和53年7月から59年5月まで(付加保険料を含む。)
③ 昭和59年6月から61年3月まで(付加保険料)

夫は、厚生年金保険被保険者であったが、私の老後の安定のために昭和43年5月にA市で国民年金に任意加入するとともに、保険料を納付した。以後、首都圏のB区及びC区に転居したが、国民年金被保険者資格を喪失すること無く、60歳になるまで保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

また、C区に居住していた昭和49年8月から52年12月までと、53年7月から61年3月までは、付加保険料も納付していたので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「社会保険事務所(当時)の説明では、『昭和48年1月から国民年金は未加入であり、申立期間①のうち、同年1月から同年9月までの期間については、納付された保険料は還付している。』ということであったが、60歳になるまで国民年金被保険者資格を喪失したことは無く、保険料が還付された記憶も無い。」と申し立てているところ、国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する国民年金手帳の記録によると、申立人は、

昭和 48 年 1 月 17 日に国民年金被保険者資格を喪失し、53 年 1 月 30 日に同資格を再取得していることが確認でき、申立期間①は、国民年金に未加入の期間であることから保険料を納付することができなかつた可能性が高い上、同期間のうち、48 年 1 月から同年 9 月までの期間については、当該被保険者台帳及びオンライン記録により、国民年金保険料が納付されていたことが確認できるものの、当該被保険者台帳、オンライン記録及び還付整理簿の記録により、同年 8 月 8 日、同年 12 月 3 日及び 49 年 6 月 17 日の 3 回に分けて、申立人に保険料が還付されていることが確認できる。

また、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金被保険者の資格取得欄に「附昭和 53 年 1 月 30 日任 C」、資格喪失欄に「昭和 53 年 7 月 1 日 C」と記載されており、C 区役所に確認したところ、「『附』は、付加保険料の意味であり、『C』は C 区役所で手続がなされたことを示す印である。」と回答しているところ、当該国民年金手帳により、申立期間②直前の昭和 53 年 1 月から同年 6 月までの期間については、定額保険料に加え、付加保険料が納付されていることが確認できるものの、申立期間②は、国民年金被保険者資格を喪失した直後の期間であり、国民年金に未加入であるために保険料を納付することができなかつた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間③については、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金被保険者の資格取得欄に「昭和 59 年 6 月 18 日任 C」と記載されており、申立人が、国民年金被保険者資格を再取得していることは確認できるものの、付加保険料の申出がなされた記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 48 年 1 月から 52 年 12 月までの期間及び 53 年 7 月から 59 年 5 月までの期間の国民年金保険料、並びに 49 年 8 月から 52 年 12 月までの期間、53 年 7 月から 59 年 5 月までの期間及び同年 6 月から 61 年 3 月までの期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月から55年3月まで

申立期間は、大学生であり、この期間の国民年金保険料は、母がA市役所に納付していた。他の3人の兄弟も同じように学生であったが、国民年金保険料の納付記録がある。母から兄弟4人全員の国民年金保険料を納付したと聞いているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない上、申立人の母親が保険料を納付していたとするA市役所や申立期間に申立人が居住していたB市役所等が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳にも記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入期間で、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から 51 年 2 月までの期間及び 54 年 5 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月から 51 年 2 月まで
② 昭和 54 年 5 月から同年 7 月まで

会社を辞めて国民健康保険の手続をするために A 町役場に行った時、係の人から厚生年金保険が途切れている期間については、国民年金に加入しないと将来年金が支給されないことがあると言われ、未納期間の国民年金保険料を A 町役場の窓口において現金で一括納付したことを憶えている。

申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 2 月に払い出されていることが推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①は時効のため、さかのぼって納付することもできない期間である。

また、申立期間②は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、過年度納付は可能であるが、A 町役場の窓口では過年度保険料は納付することはできず、同町の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は昭和 55 年 9 月 1 日と記載されており、両申立期間は国民年金の未加入期間のため国民年金保険料は納付できなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人は役場の窓口で一括納付したとする保険料額についての記憶が無いなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年12月から49年3月まで

申立期間当時、私は両親、弟と一緒に生活しており、金銭的なことは、すべて母がやっていたので、国民年金への加入手続も母がしてくれたと思うし、国民年金保険料も母が納めてくれていたと思う。

また、国民年金保険料は、当時、住んでいた地区の納付組織が毎月集金をしており、家族分を納付していたと聞いている。

さらに、我が家は、自営業で年金を納められないような経済状態ではなかったもので、母と弟と同様に、私の国民年金保険料も納められているはずだ。

申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年5月にA市で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効のため、国民年金保険料をさかのぼって納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 50 年 3 月まで

私ども夫婦は、国民年金制度施行当時、家業を営んでいて国民年金については考えていなかったが、夫婦で話し合っ国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料は、未納になっていた 10 年分をまとめて納めてからは、集金に来ていた隣組の組長に納めていた。A 町は、組長が区費、組合費、水道代、国民年金保険料等を集金していた。いつごろからは分からないが、国民年金保険料は銀行口座からの引き落としになった。

A 町役場で国民年金の未納期間があることが分かったので、国民年金の納付記録に関する書類を家中探したが出てこなかった。

申立期間の国民年金保険料は納付していると思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 3 月に夫婦連番で払い出されているものの、同年 4 月から 46 年 3 月までの 10 年間分の保険料を 50 年 12 月に特例納付したと申立人の夫が供述していること、及び特殊台帳によると申立期間直前の 48 年 4 月までの期間の国民年金保険料がすべて特例納付されていることから、国民年金保険料の納付を始めた時期については、50 年 12 月以降と推認され、申立期間の国民年金保険料は現年度保険料とならないことから、集金に来ていたとする隣組の組長に納めることはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料の納付方法及び納付金額等が不明である上、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間については申立人夫婦共に未納

とされているなど、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 50 年 3 月まで

私ども夫婦は、国民年金制度施行当時、家業を営んでいて国民年金については考えていなかったが、夫婦で話し合っ国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料は、未納になっていた 10 年分をまとめて納めてからは、集金に来ていた隣組の組長に納めていた。A 町は、組長が区費、組合費、水道代、国民年金保険料等を集金していた。いつごろからは分からないが、国民年金保険料は銀行口座からの引き落としになった。

A 町役場で国民年金の未納期間があることが分かったので、国民年金の納付記録に関する書類を家中探したが出てこなかった。

申立期間の国民年金保険料は納付していると思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 3 月に夫婦連番で払い出されているものの、同年 4 月から 46 年 3 月までの 10 年間分の保険料を 50 年 12 月に特例納付したと申立人が供述していること、及び特殊台帳によると申立期間直前の 48 年 4 月までの期間の国民年金保険料がすべて特例納付されていることから、国民年金保険料の納付を始めた時期については、50 年 12 月以降と推認され、申立期間の国民年金保険料は現年度保険料とならないことから、集金に来ていたとする隣組の組長に納めることはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料の納付方法及び納付金額等が不明である上、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間については申立人夫婦共に未納

とされているなど、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

A 市役所から過去 2 年分の未納となっている国民年金保険料をまとめて納付することができる旨の通知と、2 年分の納付額が記載された納付書が私あてに郵送されてきた。当時同居していた義父に相談したところ、「将来困らないように払っときなさい。」と言われたため、子供をおんぶして、B 郵便局で 2 年分の保険料を納付したことを明確に憶えている。

社会保険事務所（当時）の担当者から、1 年分しかさかのぼって納付した記録がないと言われたが、2 年分をさかのぼって納付したのは確かな記憶なので、国民年金保険料が 1 年分の記録しかないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を納付するために B 郵便局に行ったのは 1 回であり、2 年分の保険料をさかのぼって納付したと供述しているところ、特殊台帳及びオンライン記録では、申立人が昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの 1 年分の国民年金保険料を過年度納付していること、及び申立人が過年度納付した同時期に申立人の夫についても当該期間の 1 年分が過年度納付されていることが確認でき、ほかに過年度納付した期間は確認できないことから、申立人が過年度納付したとする 2 年分の国民年金保険料は、申立人及びその夫のそれぞれ 1 年分、夫婦合わせて 2 年分の保険料を過年度納付したものと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から 63 年 2 月まで

私は、昭和 61 年 3 月の途中で公務員を辞めた後、父が私の国民年金の加入手続を行い、定期的に毎月自宅近くの銀行で国民年金保険料を納付していたと聞いている。

また、母も、父が私の国民年金保険料を納付していたことを記憶しているが、納付記録が未納になっている。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 7 月 21 日に、A 市 B 区で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたと供述する申立人の母親は、加入手続の時期や納付方法等に係る記憶が明確ではないなど、ほかに申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 47 年に高校を卒業し、自宅で家業に従事していた。49 年ごろ A 市から国民年金に加入するよう通知が届いた。両親とも国民年金に加入していたので、直ちに私も国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付については、自分の保険料を母に渡し母が代わりに納付してくれた。

私の両親は、納付すべき国民年金保険料を正しく納付しており、私の申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 12 月に払い出されたことが推認され、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち 49 年 1 月から同年 9 月までの期間は、時効のため国民年金保険料をさかのぼって納付することもできない期間である。

また、申立期間のうち昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月までの期間は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、制度上さかのぼって納付することは可能であるものの、オンライン記録等に過年度納付された形跡は見当たらず、申立人は国民年金に加入後から申立人の両親と共に保険料を納付したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶は明確ではなく、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 10^{おほ}月から 40 年 3 月まで

50 年ほど前のことなので詳しくは憶えていないが、私は、国民年金保険料を納めなかったことはない。最初のころは、自宅まで集金に来ていたが、その後、公民館まで納めに行っていた。最後の方は、毎月、公民館などで常会があったので、その時に集金していた。

当時の資料は何もないが、国民年金保険料はちゃんと納めており、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度開始時の昭和 36 年に申立人及びその当時申立人と同一敷地内に居住していた申立人の義兄夫婦と連番で払い出されており、義兄夫婦の国民年金保険料の集金については申立人と同じ機会に行われていたと推認されるところ、申立人の義兄夫婦についても申立期間①及び②は保険料が未納とされている。

また、申立期間②直後の昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの 2 年間の国民年金保険料が、42 年 11 月に過年度納付されていることが確認できることから、過年度納付された時点では、申立期間①及び②については、時効により保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立期間の保険料納付についての申立人の記憶も明確ではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時、A 町（現在は、B 市）の C 地区に青年団が組織されており、その青年団で国民年金の徴収を行っていた。私はその青年団の一員で、その活動は活発に行われていた。活動するには資金が必要なため青年団が地区から国民年金の徴収業務を譲り受け、その徴収に対する報酬（手当）を唯一の青年団の活動資金としていた。報酬額は国民年金保険料の納入率により増減するので、全額徴収を目指して保険料納付書を持参して各世帯を回り徴収していた。

国民年金保険料を徴収する者として自分が率先して保険料を納付しなければ、他人への納入をお願いすることなどできるはずはない。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、同番号が導入された平成 9 年 1 月 1 日時点で勤務していた B 市役所の D 共済組合被保険者番号が付番されており、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらないため、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付はできなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶は明確ではなく、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年2月から59年6月まで

私の両親は、国民年金の被保険者であったので、婦人会が実家に国民年金保険料の集金に来ており、両親が私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付していた。国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料は未納となっているが、母の話からも昭和58年2月から国民年金保険料を納付しているはずであるので、納得できない。

私の妹の国民年金保険料は、大学卒業後に20歳までさかのぼって納付された記録となっており、家族の中で私の国民年金保険料だけが納付されていないということは絶対にないと母は言っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の加入年月日及び特殊台帳の作成日付「60.5.10」から見て、昭和60年4月ごろにA町（現在は、B町）で払い出されていることが推認され、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金への加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間は、過年度納付でなければ国民年金保険料を納付できない期間であるところ、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする母親は、「申立期間の国民年金保険料を納付組織である婦人会を通じて納付した。」と供述しているが、納付組織では過年度の国民年金保険料を納付することはできない上、国民年金の加入手続きを行った時期等について具体的な供述が得られないなど、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年4月までの期間、56年4月から58年8月までの期間、59年3月から61年3月までの期間及び63年3月から平成4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から55年4月まで
② 昭和56年4月から58年8月まで
③ 昭和59年3月から61年3月まで
④ 昭和63年3月から平成4年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について保険料を納付した記録が無いことが判明した。

申立期間については、それぞれ居住していた市役所から送付された納付書により国民年金保険料を納付した記憶があるので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、基礎年金番号導入以前であり、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しがなければならぬところ、オンライン記録及びA市B区役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえないことから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、各申立期間に申立人が居住したとする複数の区及び市役所が保管する国民年金被保険者名簿に申立人に係る国民年金被保険者記録は見当たらない上、申立人は、各申立期間直前に加入していた厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の国民年金への切替手続及び申立期間の保険料の納付に関する記憶が明確でなく、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

年金記録を照会したところ、申立期間について国民年金保険料の納付記録が無いことが分かった。私は、昭和44年8月に国民年金に任意加入して、保険料を納付していたので、申立期間が保険料納付済期間とされていないことには納得できない。

国民年金保険料は納付書により自宅近くの金融機関で納付していたが、任意加入した国民年金の被保険者資格を喪失した記憶は無く、申立期間当時は、夫は会社に勤務しており、収入も安定していたので、保険料を納付できないことはなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付しており、国民年金の被保険者資格を喪失した記憶は無いとしているが、A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿、及びオンライン記録により、申立人は、昭和58年4月30日に任意加入被保険者資格を喪失していること、及び61年4月1日に第3号被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間のうち58年4月から61年3月までの期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、B区役所では、「昭和58年度までは、1年を4期に分けて各期の最後の月に国民年金保険料の納付書を発行し、被保険者に送付していた。申立人は、昭和58年4月30日に被保険者資格を喪失し、その処理が同年5月に行われていることから、申立人は、昭和58年度の第1期の最後の月である昭和58年6月には国民年金の被保険者ではなくなっていることが判明しており、昭和58年度以降は国民年金保険料の納付書は発行されていないものと考えられる。」

と回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年4月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から46年4月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

亡くなった母が、「あなたが20歳になってから、あなたの将来のために、国民年金に加入し、私が、その国民年金保険料を納付していますよ。」と伝えてくれていた。

長女が1歳の誕生日を迎えた昭和49年*月ごろに、母が、「結婚もしたことだし、そろそろ自分で国民年金保険料を納付しなさい。」と言いながら、私の分の国民年金保険料払込済領収書の束を私に渡してくれた。その後、同領収書は引っ越しの時に処分したが、申立期間の保険料が未納になっているのには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月に婚姻後の氏名でA町において払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A町役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は昭和47年4月1日に国民年金の被保険者資格を初めて取得していることが確認でき、この時点では、申立期間①は、国民年金に未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立期間②については、当該被保険者名簿により、昭和47年度の納付欄に手書きで「未」の記録が確認できる上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年3月までの期間及び5年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月から2年3月まで
② 平成5年1月

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、国民年金保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

平成元年9月ごろに自分でA町（現在は、B町）役場において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は同町役場の担当窓口で納付していたので、申立期間が納付済みでなく未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成元年9月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料はA町役場で納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の同記号番号の払出時期から見て、6年7月ごろに払い出されたものと推認され、この時点では、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間②は過年度納付となるため同町役場において国民年金保険料を収納することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に、申立期間は強制加入の被保険者期間と記載されているものの、その筆跡は平成6年11月13日付けで強制加入被保険者から第3号納付被保険者への種別変更が行われたことが記載されている筆跡と同一であることがうかがえること、及び同手帳の住所欄の一行目に記載されている住所は、同年11月に転居しているC市D区であることを踏まえると、上記の種別変更手続を行った時点で、申立期間①

及び②に係る国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日がさかのぼって整理、記録されたものと推認される。

さらに、申立人が申立期間①及び②直前の厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の国民年金への切替手続を行っていた形跡は見当たらない上、当該期間は、いずれも国民年金に未加入とされている期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年6月まで
申立期間については、国民年金に加入していない期間とされているが、私は、当時、勤務していた事業所の社長の妻に国民年金の加入手続を行ってもらい、毎月の給与から国民年金保険料が控除され、納付してもらっていたので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の記号番号の払出時期から見て、昭和41年4月ごろに払い出されていたことが推認され、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、当時、勤務していた事業所で経理を担当していた社長の妻に国民年金の加入手続を行ってもらい、給与から差し引かれた国民年金保険料を納付してもらっていたと申し立てているところ、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行っていたとする当時の社長の妻は既に死亡していることから、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1874

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 11 月 1 日まで
(A社)
③ 昭和 42 年 2 月 1 日から 62 年 1 月 1 日までの期間
のうちの 4 年間程度
(B社)
④ 昭和 62 年 1 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日まで
(C社)
⑤ 平成 12 年 5 月 1 日から 14 年 5 月 2 日まで
(D社)

社会保険事務所（当時）から、各申立期間については、厚生年金保険の被保険者期間ではないという回答を受けた。勤務していたのは間違いないので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録が確認できる同僚二人の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立期間①においても、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の記録によれば、A社が初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 37 年 5 月 1 日であり、申立期間①においては適用事業所ではなく、申立人は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった日に厚生年金保険の被保険者資格

を取得している。

また、A社の当時の事業主については、上記同僚のうちの一人は、既に死亡していると供述しており、当時の事情を聴取することはできないが、当該同僚は、あわせて、「A社は、厚生年金保険には途中から加入した。当該加入時点で全員が加入し、加入前に厚生年金保険が無かったことはみんなが知っていたはずである。」と供述している。

- 2 申立期間②については、申立期間②においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する同僚の一人は、「時期ははっきりとは憶えていないが、^{おぼ}申立人は、一度退職して、1年半くらいして、また入社した。」と供述しており、同事業所での資格喪失日が申立期間②初期の昭和38年7月18日である他の同僚も、「はっきりしないが、辞めたのは申立人の方が先だったと思う。」と供述しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票において、申立人は同年7月1日に被保険者資格を喪失し、39年11月1日に同資格を再取得しており、申立期間②において、申立人に係る被保険者記録は確認できない。

また、上記1のとおり、A社の当時の事業主は、同僚の供述によれば既に死亡しており、当時の事情を聴取できない。

なお、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和39年11月ごろに払い出されており、申立期間②中の同年4月分の国民年金保険料は納付済みとなっている。

- 3 申立期間③については、申立期間③においてB社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚4人の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立期間③においても、申立人が同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、上記同僚4人のうちの1人は、「当時、社員と請負社員がいた。見た目は一緒だが、請負社員は、会社から商品を仕入れて、販売したらその差額をもらうという個人事業主のようだった。そういう形態の社員がいたのは間違いない。申立人が仮払いをしている姿を見たことがあり、車も自前だったと記憶しているので、申立人は請負社員だったと思う。」と供述しており、また、残る3人のうちの1人も、同様の供述をしており、申立人が、申立期間③においては、厚生年金保険の被保険者にならない請負社員だった可能性がうかがえる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同名簿において申立期間③における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、厚生年金保険の記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適用

事業所には該当しなくなっており、事業主は既に死亡している上、当時の事務担当者についても照会しているが回答が得られない。

- 4 申立期間④については、厚生年金保険の記録によれば、C社が初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは平成3年7月1日であり、申立期間④においては適用事業所ではなく、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記上の承継会社であるE社は、当時の資料は保管しておらず、詳細は不明であると回答している。

なお、法人登記の記録によれば、申立人は、申立期間④の全期間において、C社の代表取締役と記録されている。

- 5 申立期間⑤については、D社に係る当時の事務担当者は、「時期ははっきり憶^{おぼ}えていないが、申立人は、一度D社を辞めている。社長から、申立人が辞めたことを伝えられ、給料の支払いが無くなることと、資格喪失手続を行うよう指示等があった。その後再入社するまでは、給料の支払いも無く、厚生年金保険の資格を有していなかったため、当然厚生年金保険料は控除していない。」と供述しており、また、別の同僚一人も、「申立人は平成12年の春ごろに退職している。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、申立人は平成12年5月1日にD社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、14年5月2日に再取得しており、申立期間⑤において、申立人に係る被保険者記録は確認できない。

また、厚生年金保険の記録によれば、D社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、「申立期間当時の帳簿関係は一切保存されておらず、また、申立人に関する雇用形態及び厚生年金保険料控除については記憶が無く、一切不明である。」と供述している。

- 6 このほか、申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 38 年 3 月 11 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）又は同社が運営する店舗における業務を担当していたC社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があったが、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間を含む昭和 34 年 6 月 3 日から 43 年 4 月 8 日までの期間において、A社を吸収合併したB社に係る雇用保険被保険者記録が確認でき、また、申立人の夫及び同人が名前を挙げた同僚は、申立人が、A社に入社当初は同社が運営する店舗における業務担当部所に勤務し、その後B社の業務に移った旨を記憶していることから判断すると、申立期間においても、申立人がA社が運営する店舗における業務担当部所において継続して勤務していたと認められる。

しかしながら、厚生年金保険の記録では、店舗における業務を担当するC社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、昭和 34 年 6 月 3 日被保険者資格取得、35 年 9 月 1 日同資格喪失、38 年 3 月 11 日同資格再取得と記録されており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当初取得時と再取得時において厚生年金保険被保険者記号番号が異なる上、申立人の夫が申立人と同じ業務に従事していた同僚として名前を挙げた者が、申立人と同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、B社は、申立期間当時の資料が保管されておらず、詳細については

不明であると回答しており、同僚の一人は、「会社は手広く事業活動を行っており、社会保険関係の手續もしっかりしていた。推測の域を出ないが、同族企業であることから、A社の従業員からC社の従業員へと身分変更される者がいても不自然ではないのではないか。」と供述している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から26年9月30日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和25年2月1日に正社員として入社し、26年9月末日まで勤務したA社B支社の厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答があった。当時の同僚の名前をおぼえており、当然、厚生年金保険料が事業主により控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B支社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、同社同支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社同支社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張しているA社B支社は、厚生年金保険の記録によれば、申立期間終期から約9か月後の昭和27年7月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間においては適用事業所ではない上、申立人については、申立期間のうち、25年12月21日から26年7月1日までの期間は、別事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該記録は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても確認できる、

また、上記被保険者名簿によりA社B支社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和27年7月1日に被保険者資格を取得した者及び同年4月から勤務し始めたと供述する者は、いずれも申立人の名前を記憶しておらず、申立人が名前を挙げた同僚5人は、死亡などにより当時の事情を聴取す

ることができない。

さらに、A社B支社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡している上、同社の経営の一部を引き継いだC社に照会しても、「A社に係る関係資料等は、一切保存していない。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで

高校卒業直後の昭和 32 年 3 月にA社へ入社し、結婚を機に退職するまで、本店、支店、関連会社への異動はあったものの、一日の切れ目無く継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間については、会社の命令で同年 12 月 1 日付けでB社へ異動した。退職はしておらず、勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人に係る昭和 32 年 12 月 1 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の控え及び同日付けの失業保険資格喪失確認通知書並びに同日付け退職喪失と記載された手書きの従業員名簿を保存しており、これらの記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致する上、上記被保険者資格喪失届の控えには、健康保険被保険者証を返納した記録も確認できる。

また、申立期間当時、A社における厚生年金保険被保険者記録を有する同僚の一人が、「会社の当時の社会保険関係の事務処理はしっかりしていた。」と供述しているところ、上記の手書き従業員名簿に記載されている8人全員について、当該記載内容と厚生年金保険の被保険者記録が符合していることが確認できる。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、申立人が名前を挙げた同僚を含め、申立期間においてA社及びB社の厚生年金保険被保険者記録を有する複数の同僚から聴取しても、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除についての

有力な供述は得られない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 3 日から 18 年 3 月 1 日まで

A社での申立期間の標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっているが、実際はそれ以上に報酬を受けていた。

入社時の平成 17 年 10 月の時給単価が 700 円となっているのに気付き、実際の雇用契約は時給単価が 750 円であることから、会社の担当者に改めるよう申し出て、同年 11 月分の給与から修正された。

会社が手続のミスをしたものであり、当時の給与明細書も所持しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人が所持する給与明細書及びA社が提出した賃金台帳により、平成 17 年 10 月から 18 年 2 月までの給与月額を基に算出した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回るものの、当該給与明細書及び賃金台帳上の保険料控除額である 8,430 円を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から6年5月1日まで
平成2年11月1日から10年9月29日まで継続してA社（現在は、B社）に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私は、入社からずっと契約社員として勤務しており、フルタイムで勤務し、月に20日から25日は出勤していた。平成3年12月に同僚や上司と職場で撮った写真もあり、証言をしてくれる人もいる。

給与から厚生年金保険料を控除されていたことの記憶もあり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間前後の期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できること、及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人の同社における被保険者記録が継続していることから、申立人が申立期間に同社において継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間中において老齢厚生年金の受給を認めているところ、オンライン記録により、申立人は、A社において厚生年金保険被保険者であった申立期間の直前の平成2年11月1日から3年4月1日までの期間については、在職者老齢年金の調整により、厚生年金保険被保険者資格取得による全額支給停止となっているが、申立期間については、同調整が無く全額支給となっていることが確認できることから、申立期間は厚生年金保険に加入していなかったことが推認される。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人

の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月 2 日から同年 11 月 10 日まで
② 昭和 53 年 4 月 12 日から同年 5 月 18 日まで
③ 昭和 60 年 11 月 6 日から 61 年 1 月 5 日まで

申立期間①及び②については、A社（現在は、B社）が所有するC丸に乗船していた。

申立期間③については、D社が運航するE丸（船舶原簿によると、所有者はF社）に乗船していた。

船員手帳の記録により、申立期間に勤務していたことが確認できるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する船員手帳により、申立人が、C丸に乗船し勤務していたことが認められる。

しかしながら、C丸の当時の船長は、「私と操機長と機関長の3人が休暇を取り、G市からH市経由で故郷のI市に帰った時に、J県からK県までC丸を回航するために、会社が臨時に船員を雇った。臨時の船員には船員保険は加入させていない。」と供述している上、同船の当時の操機長は、「申立人の名前は聞いたことがある。C丸の乗組員は10人ほどいたが、船員保険に加入していたのは船長及び機関長と私の3人だけであった。」と供述していることを踏まえると、A社では、すべての船員を一律に船員保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、船員保険被保険者原票の記録によれば、船舶所有者であるA社に係る船員保険被保険者は、C丸の船長、操機長及び機関長の職にあった3人のみが確認でき、申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は、既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、B社は、「当時の関連資料を保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、元事業主は、「申立人の記憶は無く、船員保険の加入状況等は分からない。」と回答しており、申立期間①における事業主による船員保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人が所持する船員手帳により、申立人が、C丸に乗船し勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社では、昭和53年3月に当該船舶をL社に売却したと回答しており、船員保険の記号索引簿の記録によれば、A社は、同年4月10日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、船員保険被保険者原票によれば、船員保険の被保険者記録を有する上記の船長など3人は、同日で被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、船舶原簿及び上記の記号索引簿によれば、昭和53年5月18日付けで、L社がC丸を所有していること、及び同社が、同日に船員保険の適用事業所となっていることが確認できる上、申立期間②において、A社及びL社は、いずれも船員保険の適用事業所としての記録が見当たらない。

また、B社は、上記のとおり、昭和53年3月に当該船舶を売却し、当時の関連資料も無いと回答しているとともに、L社でも、「当時の関連資料は無く、船員保険の加入状況等は分からない。」と回答している上、それぞれの事業所において船員保険被保険者記録を有する者に聴取しても船員保険料の控除に関する具体的な供述を得ることができないことから、申立期間②における事業主による船員保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立期間③については、申立人が所持する船員手帳により、申立人が、E丸に乗船し勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時、D社で船員保険事務を担当していた者は、「申立人の記憶はある。正社員ではなく臨時の船員であったが、会社では臨時の船員であっても船員保険に加入させていた。しかし、『1か月又は2か月の乗船期間なら船員保険に加入しない。』という船員もいたので、本人の希望で船員保険に加入しない場合もあった。」と供述している。

また、申立人が所持する給与支払報告書（個人別明細書）によれば、「社会保険料等」の欄に船員保険料額等の記載は無く、給与から社会保険料が控除されていたことが確認できない上、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿においても、申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、当該被保険者名簿の記録によれば、D社は、既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、「申立人を面接した

時、視察に行った時等に顔を合わせた記憶があるが、当時の関連資料は無く、船員保険の加入状況については分からない。」と回答している上、当該被保険者名簿に被保険者記録がある者からも船員保険料の控除に関する具体的な供述を得ることができないことから、申立期間③における事業主による船員保険料の控除について確認することができない。

- 4 申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、船員手帳における雇入年月日及び雇止年月日の記載は、船員保険被保険者期間を表すものではなく、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために記載するものとされている。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月から 35 年 10 月まで
② 昭和 43 年 1 月から 44 年 1 月まで

昭和 34 年 9 月から 35 年 10 月までは、A社で勤務し、43 年 1 月から 44 年 1 月までは、B社で勤務していたが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社において勤務していたと申し立てているものの、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該期間に被保険者記録が確認できる者 4 人（うち 3 人は申立人と同種の業務に勤務）は、いずれも申立人を承知していないと供述している。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明であることから、申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②については、申立人は、B社において勤務していたと申し立てているものの、事業主は、「申立人が社員であれば、昭和32年から保管している労働者名簿に名前があるはずであるが、申立人の名前は無い。」と回

答している上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる者3人（うち1人は申立人と同種の業務に勤務）は、いずれも申立人を承知していないと供述している。

また、事業主は、「申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除については、根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しており、申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人に係る公共職業安定所の雇用保険被保険者記録も確認できない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1882

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年ごろから24年ごろまで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間における同僚等の名前を記憶していない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる者から聴取しても申立人を承知していないと供述しており、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人は、昭和19年5月3日にA社に係る被保険者資格を取得し、20年10月31日に同資格を喪失し、25年5月2日に同事業所に係る被保険者資格を再取得していることが確認できるとともに、事業主が作成し保管する被保険者名簿においても、上記被保険者資格の取得日及び喪失日は一致しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、B社は、「根拠となる資料等が無いので保険料控除の有無等は不明である。」と回答している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 39 年 11 月 10 日まで

A 社の下請をしていた B 社において勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は、申立事業所の従業員として県外のビル工事の現場で、その後は、道路工事の現場で働いた。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において従事していたとする工事内容等に関する申立人の供述が B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる者の供述と符合することから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、同社のかかわった工事に従事していた可能性はうかがえる。

しかしながら、上記の者は、「一つの工事現場には B 社の正社員は 2 人から 3 人しかいなかった。工事現場の作業員は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述していることを踏まえると、申立事業所では、工事現場の作業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、B 社では、「当時の厚生年金保険に係る関連資料は保管されていない。」と回答している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人が給与の支払いを受けていたとして名前を挙げる者について、上記の被保険者名簿に被保険者記録が確認できる者は、「当時は世話役が作業員を工事現場に引き連れて来ていた。申立人が名前を挙げる人もB社の下請であり、社内ではC班と呼んでいた。申立人はそこで働いていた人かもしれない。」と供述しているものの、下請をしていたとする事業所の名称が不明であることから、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったか否かについて確認することができない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 32 年 12 月まで

A 協同組合（現在は、B 協同組合）の生産工場で働いていた申立期間に係る被保険者記録が無い。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 協同組合における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時、当該事業所で社会保険事務を担当していた者は、「申立人に係る記憶は無いが、生産工場で働く人たちは臨時の日雇が多かった。事務担当の職員は常用雇用者であるから、社会保険の加入手続を行ったが、日雇の人たちは加入手続を行わなかった。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人とは、工場と一緒に働いた記憶がある。私は、勤務した当初は臨時雇用で、給料も日給月給だった。正職員になった時、上司から『控除額が多く手取りが少なくなるが、将来を考えるとその方がいい。』という趣旨の説明があった。その時、申立人が在籍していたか否かは記憶に無い。」と供述しており、上記の被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚は、「期間の特定はできないが、申立人と一緒に勤務した。私は、当時の組合長の紹介で入った当初は、日雇で雇用された。工場での勤務者は責任者（主任、工場長）にならないと職員になれなかった。」と供述していることに加え、申立人が名前を挙げた女性の同僚には、同事業所に係る被保険者名簿に被保険者

記録が確認できないことを踏まえると、同事業所では、必ずしもすべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、上記の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所（当時）の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、B協同組合では、「当時の関連資料を保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同僚からも厚生年金保険の適用に係る有力な供述は得られないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 16 日から同年 6 月 11 日まで

A社のB丸に乗船していた申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。船員手帳により乗船していたことは確認できるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人が申立期間においてA社所有のB丸に航海士として乗船していたことが認められる。

しかしながら、A社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人に聴取したところ、うち一人は、「申立人は、当時、勤務期間が長い者が多かった中において、短期間で異動したように記憶しているが、船員保険の適用については分からない。」、残りの二人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の船員保険の適用についても分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による船員保険料の控除について確認することができない。

また、国の所管局では、「船員の雇入契約の公認手続の際、平成 17 年 1 月 4 日以降は船員保険の加入を確認することとされているが、申立期間当時は、雇入契約の公認手続時に船員保険の加入について確認することとされていなかったため、船員手帳の雇入及び雇止の記録をもって船員保険への加入を推認することはできない。」と回答している。

さらに、当該事業所の船員保険被保険者原票では、申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期間における整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 10 日から 32 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和 29 年 6 月に現業要員として採用され、30 年 3 月に運転免許取得後、正社員として商品の買い付けを行っていた。同僚の名前も記憶しており、同時期に勤務していた妻には被保険者記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「申立人に係る記憶があり、当時、厚生年金保険の適用については、試用期間が設けられており、適用に当たっても希望を聞いていた。私の場合、試用期間経過後も1、2年は厚生年金保険の適用を希望しなかった。また、同僚の中にも適用を希望していない者がいたことを記憶している。」と供述しているほか、申立人は、申立期間における従業員数について、入社当初は20人程度で、退職するころには50人から60人程度になったと供述しているところ、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間における最も多い被保険者数は36人であることが確認できることから、当時、同事業所では必ずしもすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月から 30 年 8 月 13 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に技能者として勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等の記録によれば、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚5人に聴取したところ、うち一人は、「申立人に係る記憶はあるが、当時、厚生年金保険については、一定期間の試用期間経過後に加入させていたと思う。」、うち二人は、「申立人に係る記憶はあるが、厚生年金保険の適用については分からない。」、残りの二人は、「申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述しているほか、申立人及びその同僚は、申立期間当時の従業員数について、20人程度であったと供述しているところ、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間における最も多い被保険者数は9人であることが確認できることから、当時、同事業所では必ずしもすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人の当該

事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1888 (事案 872 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年から 41 年まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。当時、正社員として運転業務等に従事しており、厚生年金保険被保険者証も渡されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人がA社に勤務していたことを推認することができるものの、B社では当時は厚生年金保険に加入せずに日雇健康保険被保険者となる者が多かったと回答していること、A社に勤務していた申立人の同僚は日雇労働者には厚生年金保険の適用がなかったと供述していること、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の被保険者記録は確認できないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年4月1日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間において正社員として運転業務等に従事しており間違いなく厚生年金保険に加入していたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、当該事業所に勤務していた申立人の同僚からは、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 26 日から同年 8 月 16 日まで

私は、昭和 58 年 7 月 25 日にA社を退職し、翌日の同年 7 月 26 日からB病院で勤務した。最初の勤務日から厚生年金保険に加入しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB病院に係る公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立人の資格取得日は昭和 58 年 8 月 16 日となっており、同病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格取得日と一致している上、同名簿においては申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所は、「給与計算は前月 16 日から当月 15 日で行い、給与支給は毎月 25 日、社会保険料控除は翌月分給与からになっているため、昭和 58 年 8 月支給の給与が少ない申立人の社会保険の加入を同年 8 月 16 日からとしたことから被保険者期間に空白が生じたものと思われるが、当時の関連資料が残っていないため、申立人の同年 7 月分の厚生年金保険料を給与から控除していたか否かは、不明である。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月10日から24年6月1日まで
(A社)
② 昭和24年7月1日から26年11月1日まで
(B社)
③ 昭和27年10月8日から28年1月1日まで
(C管理事務所)
④ 昭和28年1月1日から同年2月1日まで
(D社)
⑤ 昭和28年2月1日から同年11月1日まで
(E社)
⑥ 昭和29年10月26日から30年8月1日まで
(F社)
⑦ 昭和30年9月1日から32年5月1日まで
(G社)
⑧ 昭和32年5月1日から33年12月1日まで
(H社)
⑨ 昭和33年12月1日から35年8月1日まで
(I社)
⑩ 昭和36年4月6日から37年4月1日まで
(J社)
⑪ 昭和37年11月16日から同年12月6日まで
(J社)
⑫ 昭和39年10月5日から同年12月1日まで
(K社)

- ⑬ 昭和 40 年 1 月 13 日から同年 4 月 20 日まで
(L社)
- ⑭ 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで
(M社)
- ⑮ 昭和 41 年 3 月 31 日から 42 年 8 月 15 日まで
(N社)
- ⑯ 昭和 42 年 8 月 15 日から同年 11 月 1 日まで
(O社)
- ⑰ 昭和 43 年 1 月 27 日から 44 年 6 月 1 日まで
(P社)

厚生年金保険の加入記録について確認したところ、在籍していたのに厚生年金保険の被保険者記録が無い事業所、記憶している在籍期間及び厚生年金保険の被保険者期間が相違している事業所がある。家族で生活する上で、健康保険が無い会社で働くとは考え難く、どの会社でも健康保険、厚生年金保険はセットになっており、入社時に健康保険証をもらい、保険料は給与から控除されていた。50 年や 60 年も前のことで記憶は完全ではないが、在籍していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、商業登記簿謄本によれば、B社は、昭和 24 年 2 月 15 日に設立されていることが確認できるものの、適用事業所名簿及びオンライン記録において、同社の名称及びその類似の名称等に厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該事業所の代表取締役及び役員については、申立期間に係る被保険者記録は確認できないほか、当時の事業主は既に死亡している上、申立人は事情を聴取できる関係者の氏名等について不明としていることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間③については、C管理事務所が作成し、その後、国の所管局において保管されている被保険者名簿によれば、申立人と生年月日が異なる記録において、申立期間の一部を含む昭和 27 年 2 月 1 日から同年 12 月 8 日までの記載が確認できるものの、申立人は記憶する同僚について、姓のみを記憶しており、当該同僚の特定ができないことから連絡先が不明であり、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚に対して照会したが、申立人を記憶していないなど、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

についての具体的な供述が得られない。

また、国の所管局に照会したが、「平成 14 年に Q 県から被保険者名簿を引き継いだが、申立期間当時に C 管理事務所を管轄していた部署は既に解散しており、詳細が不明である。」と回答している。

- 3 申立期間①、⑫、⑭、⑮及び⑰については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚の被保険者記録が当該期間に確認できること又は当該期間に被保険者記録が確認できる同僚の供述から、申立人が申立事業所に在籍していた可能性はうかがえる。

しかしながら、上記の同僚のいずれから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての具体的な供述が得られない上、申立期間における事業主は所在不明であり、当時の関連資料も無いため、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 申立期間④、⑤、⑦、⑧、⑩、⑪及び⑯については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての有力な供述が得られない上、当時の事業主も死亡又は所在不明であり、当時の関連資料も無いため、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 5 申立期間⑥については、申立事業所が保管する申立人に係る人事記録により、申立人が、申立事業所に昭和 28 年 8 月 28 日から 29 年 10 月 25 日まで在籍していたことは確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は昭和 29 年 10 月 26 日となっており、当該人事記録と一致していることが確認できる上、当該被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚に対して照会したが、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての有力な供述が得られない。

- 6 申立期間⑨については、適用事業所名簿及びオンライン記録において、申立事業所の名称及び類似の名称等で確認を行ったものの、厚生年金保険の

適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人が記憶する当時の事業主は既に死亡しており、事業主の子及び申立期間当時に、申立事業所の関連事業所において被保険者記録が確認できる同僚に聴取したが、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 7 申立期間⑬については、申立人に係る公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人が、申立事業所に当該期間の一部を含む昭和 40 年 1 月 20 日から同年 5 月 4 日まで勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚に対して照会したが、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての具体的な供述が得られない上、当該事業所に照会したが、「関連資料の保管は無く、当時の事務担当者は既に退職しており、申立期間当時、社員の入社と同時に厚生年金保険に加入させていたか否かについては不明である。」と回答している。

また、申立人が申立人と同時に入社したとする同僚についても、申立期間に係る被保険者記録が確認できない。

- 8 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 10 日から平成元年 7 月 4 日まで
申立期間はA社に勤務しており、通算して70か月ほど海外で工事に従事し、月給と残業手当を合計すると約40万円の給与を受け取っていた。

年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が日本で勤務していた時と同額となっているので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に約 40 万円の給与を受けていたと主張しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、事業主を含め当該給与に相当する標準報酬月額等級である被保険者は確認できない上、申立人と同様に海外勤務を行ったと推認される同僚7人については、申立期間の標準報酬月額はおおむね 20 万円前後で推移しており、申立人が主張する標準報酬月額に相当する被保険者は見当たらない。

また、同僚が所持する当該事業所に係る海外勤務時の給与明細書により、健康保険料及び厚生年金保険料の控除額は、社会保険事務所（当時）の記録上の標準報酬月額に見合う金額となっていることが確認でき、不自然な訂正が行われた形跡はうかがえない。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、当該事業所は関連資料を保存していない上、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 20 日から 22 年 9 月 4 日まで

A社B硯業所で区長をしていた上司から誘われて、会社の名前をはっきり記憶していないが、C炭坑、又はD鋳業所での別の炭坑で、坑内主任として勤務した。上司の名前は記憶していないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務したとする事業所の名称及び事業所の形態を記憶していないため、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、上司等の名前も記憶しておらず、供述を得ることができないため、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。